

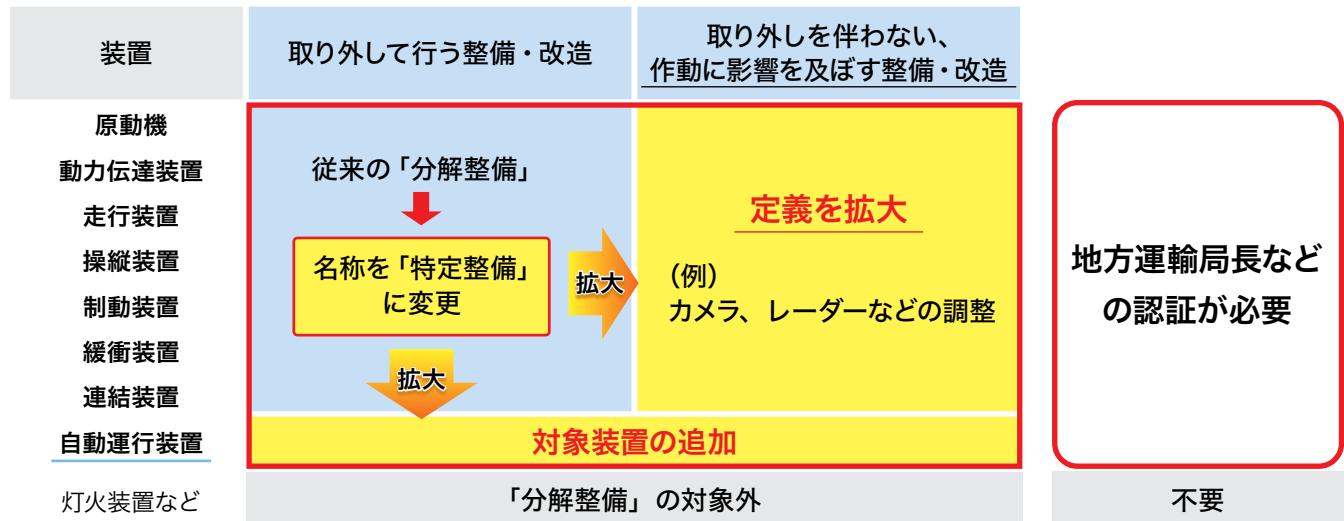
自動車特定整備制度について



1. 新制度の概要

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を電子制御装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等に拡大して、自動運転を行う自動車に搭載される「自動運転装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートしました!

新制度のフロー図



2. 新制度の対象となる装置等

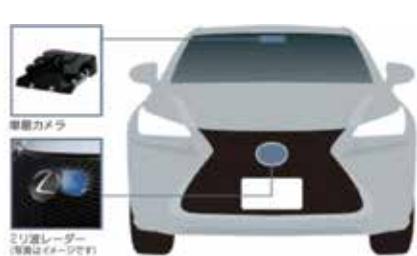
新制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視するカメラやレーダーなどの調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(電子制御装置点検整備作業場)や従業員、工具(整備用スキャナツール等)などの要件を定めています。

複眼カメラ



(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型



(レクサスHPより)

市販車に搭載されている、
前方をセンシングするため
のデバイスの例

- カメラ(単眼／複眼)
- ミリ波レーダー
- 赤外線レーザー

3. 新たな資格講習

電子制御装置を扱う新たな認証の取得には、陸運事務所長が行う「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を修了した整備主任者が必要になります。(一級小型自動車整備士の有資格者は受講が免除されます。)

詳しい内容は国土交通省HPをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001332203.pdf>



陸運事務所整備部門

☎098-875-0300